第三の二中「強く一度発生するとそのまん延の防止が非常に困難である」を「強い」に、「平成十九年の流行の原因分析にかんがみると、麻しんの流行を二度と起こさないようにするためには、麻しんの予防接種を一回しか受けていない者であって、就学等により集団生活をする環境下にあるものに対し、二回目の予防接種を受ける機会を設けることや、そうした環境にない者に対しても」を「そのため、定期の予防接種により対象者の九十五パーセント以上が二回の接種を完了することが重要であり、また、これまで、未接種の者や一回しか接種していない者に対しては、引き続き、」に改め、「伝え」の下に「、必要に応じ」を加え、「行うよう」を「受けるよう」に改める。

第三の三の1を次のように改める。

1　国は、引き続き、定期の予防接種を生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者及び小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある五歳以上七歳未満の者に対し行うものとし、それぞれの接種率が九十五パーセント以上となることを目標とする。また、少しでも早い免疫の獲得を図るとともに、複数回の接種勧奨を行う時間的な余裕を残すため、定期の予防接種の対象者となってからの初めの三月の間に、特に積極的な勧奨を行うものとする。

第三の三の2中「、高等学校に通っていない者を含む定期の予防接種の対象者への個別の通知による確実な接種勧奨を行うよう依頼するほか」を削り、「学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条」を「学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条」に、「及び健康診断」を「及び就学時健診」に改め、「必要回数」の下に「である二回」を加える。

第三の三の3中「及び学校保健法第六条に規定する健康診断（以下「学校での定期健康診断」という。）」を削り、「予防接種歴を」の下に「、原則として母子健康手帳や予防接種済証をもって」を、「必要回数」の下に「である二回」を加える。

第三の三の4中「定期の予防接種の際には、原則、保護者の同伴を求めているが、対策期間中に時限的に追加する中学一年生及び高校三年生に相当する年齢の者に対する定期の予防接種（以下「補足的接種」という。）に限っては、事前に保護者に対し予防接種の効果及び副反応等についての十分な情報提供を行い、書面で保護者の了承を得ること及び当該書面とは別に予診票に保護者の署名を得ることを条件に、保護者の同伴を例外的に不要とすることも可能である。また、定期の予防接種は、原則、診療所等で個別に行うものとするが、国が、応急治療措置、救急搬送措置等について安全面で遵守すべき事項を別途定め、学校医等と連携をとることにより、中学校及び高等学校等で定期の予防接種を実施することも可能である。さらに」を「そのため」に改める。

第三の三の5中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「補足的接種を含む」を削り、「補足的接種に」を「接種に」に改め、「、その対象とする世代には風しんに対する免疫を保有していない者が一定程度おり、流行を阻止できない可能性が指摘されていることから」を削る。

第三の四の2及び3中「必要回数」の下に「である二回」を加える。

第三の四の4中「学校保健法第八条に規定する」を「母子保健法第十二条第一項第二号に規定する健康診査並びに学校保健安全法第十三条第一項に規定する児童生徒等の健康診断及び同法第十五条第一項に規定する職員の」に改め、「利用して、」の下に「学校の児童生徒等や」を、「必要回数」の下に「である二回」を加え、「推奨するものとする。また」を「推奨し、学校の管理者に対し、推奨を依頼するものとする。また」に改め、同四に次のように加える。

5　国は、麻しん患者が一例でも発生した場合に、国立感染症研究所において周囲の感受性者に対して予防接種を推奨することも含めた対応について検討し、具体的な実施方法等を示した手引きの作成を行うものとする。また、国立感染症研究所は、都道府県等から要請があった場合に、適宜技術的支援を行うものとする。

第三の五の2を削る。

第三の五の3中「必要回数」の下に「である二回」を加え、同3を同2とする。

第三の五の4中「必要回数」の下に「である二回」を加え、同4を同3とする。

第三の五の5中「厚生労働省は」の下に「、本省、国立感染症研究所又は検疫所のホームページ等を通じ、国内外の麻しんの発生状況や予防接種についての情報提供を行うとともに」を加え、「国内の麻しんの発生状況、外国で麻しんを発症した場合の影響等についての」を「これらの」に改め、同5を同4とし、同6を同5とする。

第四の二中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第五の三を削る。

第六の二中「、世界保健機関西太平洋地域事務局においては」を削り、「同地域」を「西太平洋地域」に、「掲げており、」を「掲げ各国に対策の実施を求めており、同機関において、麻しんの排除の認定作業が実施されている。」に、「目標の達成」を「目標の達成及び維持」に改め、同二の次に次のように加える。

三　国際機関への協力

国際機関と協力し、麻しんの流行国の麻しん対策を推進することは、国際保健水準の向上に貢献するのみならず、海外で感染し、国内で発症する患者の発生を予防することにも寄与する。そのため、国は、世界保健機関等と連携しながら、国際的な麻しん対策の取組に積極的に関与する必要がある。

第七の標題中「の確立」を「と普及啓発の充実」に改める。

第七の一中「進ちょく」を「進捗」に改め、「必要がある」の下に「。また、市町村等は、予防接種台帳のデータ管理のあり方について、個人情報保護の観点を考慮しつつ、電子媒体での管理を積極的に検討する」を加える。

第七の二を次のように改める。

二　麻しん対策推進会議及び排除認定会議の設置

国は、平成十九年度より、感染症の専門家、医療関係者、保護者、地方公共団体の担当者、ワクチン製造業者及び学校関係者からなる「麻しん対策推進会議」を設置している。同会議は、毎年度、本指針に定める施策の実施状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて当該施策の見直しについて提言を行うこととする。また、国は、麻しんが排除・維持されているかを判定し、世界保健機関に報告する排除認定会議も設置することとする。

第七の三の標題中「都道府県」の下に「等」を加え、「会議の設置」を「会議とアドバイザー制度の整備」に改める。

第七の三の1中「進ちょく」を「進捗」に改め、「ものとする」の下に「。また、都道府県等は、必要に応じ、医師会等の関係団体と連携して、麻しんの診断等に関する助言を行うアドバイザー制度の整備を検討する」を加える。

第七の三の2中「、児童及び生徒」を「及び児童」に改める。

第七の四の1中「学校保健法第十三条」を「学校保健安全法第二十条」に改め、同第七に次のように加える。

五　普及啓発の充実

麻しん対策に関する普及啓発については、麻しんに関する正しい知識に加え、医療機関受診の際の検査や積極的疫学調査への協力の必要性等を周知することが重要である。厚生労働省は、文部科学省や報道機関等の関係機関との連携を強化し、国民に対し、麻しんとその予防に関する適切な情報提供を行うよう努めるものとする。

○厚生労働省告示第五百八十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十四日

厚生労働大臣　三井　辨雄